

「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」について

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たり、県は、市町村が実施主体としての役割を十分に果たせるよう必要な支援を行うとともに、特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、本計画を策定

2 計画の性格

子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「ながの子ども・子育て応援計画」）の一部を構成

3 計画期間

平成27年度～平成31年度（5年間）

計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況

- ・核家族化の進展、地域のつながりの希薄化
→親が子育てに対する助言や支援を得ることが困難
- ・きょうだい数の減少
→赤ちゃんと触れ合った経験に乏しい親が増加
→乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少
- ・共働き家庭・非正規労働者の増加
→子育ての負担・不安、孤立感の高まり



子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要

2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況

現行の応援計画（計画期間：平成22～26年度）に掲げた関係指標（10指標）については、概ね目標に沿って増加

計画の基本理念等

1 基本理念

子どもが生まれ持っている力を発揮して、心身ともに健やかでたくましく成長できるよう、また、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む。

2 基本目標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

3 達成目標の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、「社会福祉審議会 子育て支援専門分科会」において、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 区域の設定

- ・幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方を定める単位として「区域」を設定 → 保健福祉事務所単位の10区域

第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

- ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の数値の積上げを基本として、県全体及び10区域について、教育・保育の量の見込みと確保方を定める。
- ・国の「待機児童解消加速化プラン」の目標年次（平成29年度）末を目途に、提供体制の確保方策の不足分を解消するよう、市町村の取り組みを支援

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定 ※「教育」希望の3歳以上児	量の見込み A	10,803	10,596	10,440	10,230	10,140
	確保方策 B	13,451	13,141	12,947	12,652	12,517
	過不足 C=B-A	2,648	2,545	2,507	2,422	2,377
2号認定 ※「保育」を必要とする事由に該当する3歳未満児	量の見込み D=E+F	40,097	39,176	38,460	37,650	37,183
	教育ニーズ E	3,745	3,643	3,571	3,479	3,422
	保育ニーズ F	36,352	35,533	34,889	34,171	33,761
確保方策 G	37,449	36,631	35,953	35,228	34,806	
過不足 H=G-D	2,648	2,545	2,507	2,422	2,377	

【3歳以上児の実際上の過不足】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
教育ニーズに対する過不足 L=C-E	▲ 1,097	▲ 1,098	▲ 1,064	▲ 1,057	▲ 1,045	
保育ニーズに対する過不足 M=H+E	1,097	1,098	1,064	1,057	1,045	

【3歳未満児の実際上の過不足】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3号認定 ※「保育」を必要とする事由に該当する3歳未満児	量の見込み I	15,213	15,204	15,157	15,025	14,942
確保方策 J	14,949	15,048	15,148	15,025	14,942	
過不足 K=J-I	▲ 264	▲ 156	▲ 9	0	0	

- 保育所等の認可・認定に際し、当該区域の確保方策の数値が県計画で定める量の見込みに達している場合、需給調整を実施
- 幼稚園の認定こども園への移行推進のため、幼稚園の設置状況や移行希望を勘案し、需給調整にならないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せ → 県全体で1,200人分設定

第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず子どもの受け入れが可能な認定こども園への移行を推進（特に「幼保連携型認定こども園」）
- ・教育ニーズに対する提供側の不足を踏まえ、幼稚園の認定こども園化とともに、幼稚園の少ない地域では保育所の認定こども園化も推進 → 認定こども園数 15（平成26年度）⇒63（平成31年度）

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

第1節 児童虐待防止対策の充実 第2節 社会的養護体制の充実 第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進 第4節 障がい児施策の充実

県独自記載

第4節 地域子ども・子育て支援事業の推進

市町村が計画に従い、地域子ども・子育て支援事業を円滑に実施できるよう、県としての支援の方向性を記載

○ 放課後児童クラブ

- ・「小1の壁」を打破するため、平成31年度までに需給ギャップを解消する。
- ・県単独補助事業も活用し、施設整備助成、運営費助成、障害児受入れ助成等を実施する。

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み A		26,476	26,244	25,980	25,644	25,184
確保方策 B		23,986	24,467	24,791	25,020	25,184
過不足 C=B-A		▲ 2,490	▲ 1,777	▲ 1,189	▲ 624	0

市町村子ども・子育て支援事業計画の集計数値（以下同）

○ 病児保育事業

- ・働く保護者には大変重要な事業であり、平成31年度までに需給ギャップを解消する。
- ・地域の実情に即した取り組みができるよう、県単独補助事業の活用等も含め、きめ細かに市町村に対し助言・働きかけを行う。

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み A		15,418	15,301	15,249	15,214	15,405
確保方策 B		14,176	14,546	15,085	15,175	15,405
過不足 C=B-A		▲ 1,242	▲ 755	▲ 164	▲ 39	0

第5節 従事者の確保と資質向上

○ 保育所等の従事者

- ・養成校新規学卒者に対する県内施設への就職の働きかけ
- ・潜在保育士等人材の発掘と人材情報の集約・提供体制の整備
- ・資質向上のための研修の実施

○ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

- ・男女を問わず、地域における子育て支援に意欲ある人材対象に研修を実施
- ・「放課後児童支援員」の資格取得のための研修の実施

第6節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

- ・市町村計画策定時及び保育所等の利用定員設定時において、市町村の区域を超えた調整が必要な場合には、県が広域調整を実施

第7節 教育・保育情報の公表

- ・教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、様々な媒体を通じて公表